大阪府事業継続力強化支援計画認定事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号。以下「法」という。）第５条に基づく事業継続力強化支援計画（以下「支援計画」という。）の認定及び同法第６条に基づく支援計画の変更等にかかる申請受理及び認定に関して、大阪府事業継続力強化支援計画の申請ガイドラインのほか、必要な事項を定める。

（申請）

第２条　支援計画の認定申請は毎年６月及び１２月に、変更申請は随時受け付ける。

２　受付窓口は、大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課に置く。

（審査）

第３条　知事は、第２条により申請のあった支援計画が、法第５条第６項各号のほか次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合することを審査する。

　（１）　表１及び表２に定める記載項目が漏れなく記載されていること。

（２）　法第５条第４項第１号にかかる記載事項として、小規模事業者による事業継続計画若しくは中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条に基づく事業継続力強化計画又は同法第５２条に基づく連携事業継続力強化計画（以下「事業者ＢＣＰ」という。）の策定を支援する事業者数の目標値が明記されていること。

（３）　法第５条第４項第２号にかかる記載事項として、地区内の小規模事業者に対する事業者ＢＣＰ策定のための支援策が明記されていること。

（４）　当該支援計画を申請した商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定状況について記載されていること。なお、事業継続計画が未策定の場合は、法第５条第４項第２号にかかる記載事項として、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画を支援計画の実施期間中に策定することが明記されていること。

２　審査は、原則として書類審査及びヒアリングをもって行い、必要に応じて関係機関に確認するものとする。

（認定等）

第４条　知事は、第２条により申請のあった支援計画が、前条の認定基準に適合することを確認したときは、その認定を行う。

２　知事は、前項の規定により支援計画を認定したときは、当該支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村（以下「認定団体」という。）にその旨を通知するとともに、法第５条第７項に基づく公表等を行う。

（支援計画の変更等）

第５条　認定団体は、認定を受けた支援計画を変更しようとするときは、法第６条第１項に基づき知事に申請し、認定を受けなければならない。

２　前条の規定は、前項の認定について準用する。

（認定の取消し）

第６条　知事は、認定を受けた支援計画が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、法第６条第２項に基づきその認定を取り消すことができる。

（１）　支援計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のも

　　　の）に従って事業が実施されていないとき

（２）　第３条に定める認定基準に適合しなくなったと認められるとき

（３）　虚偽記載等不正な行為があったとき

２　前項による認定の取消しにより損失が生じた場合は、その損失は認定団体の負担とする。

（報告及び調査）

第７条　知事は、法第１１条の規定に基づく報告を認定団体に対して求めることができる。

２　知事は前項による報告内容を確認し、前条第１項各号に該当する又は該当のおそれがあると認める場合は、第５条第１項に基づく変更申請を求めることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和元年１０月２８日から施行する。

２　第２条第１項の規定にかかわらず、令和２年１月６日から令和２年２月２０日までは、申請を受け付けるものとする。

附則

この要綱は、令和３年３月２３日から施行する。

表１　提出書類（第３条第１項第１号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 提出形式 |
| １ | 申請書（様式第１）　・日付、申請者の住所、名称、代表者氏名が記載されていること　・法定経営指導員の氏名が記載されていること | 紙・電子 |
| ２ | 別表１～４　・事業継続力強化支援事業の目標が記載されていること（別表１）　・事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間が記載されていること（別表１）　・事業継続力強化支援事業の実施体制が記載されていること　　（別表２）　・事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が記載されていること（別表３）　・当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施するものとする場合は下記ａ）ｂ）のいずれも記載されていること（別表４）　　ａ）当該者の氏名、名称、住所、法人の場合は代表者氏名　　ｂ）当該者との連携に関する事項 | 紙・電子 |
| ３ | 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書 | 紙 |
| ４ | 当該商工会又は商工会議所の直近の貸借対照表 | 紙 |
| ５ | 当該商工会又は商工会議所の直近の収支決算書 | 紙 |
| ６ | 当該商工会又は商工会議所の直近の事業計画書 | 紙 |
| ７ | 事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し | 紙 |
| ８ | 申請書（様式第１）に記載された経営指導員が法施行規則第２条第１項各号に規定する要件に該当することを証する書面 | 紙 |

　　　※紙媒体はＡ４サイズとし、正本副本各1部を提出すること。

　　　※電子媒体はＰＤＦファイル形式とし、上記表中１、２を提出すること。

　　　　なお、ファイルの名称は以下のとおりとすること。

　　　　１　認定申請書

　　　　　　【○○商工会又は○○商工会議所・○○市（町・村）】事業継続力強化支援計画申請書

　　　　２　別表１～４

　　　　　　【○○商工会又は○○商工会議所・○○市（町・村）】事業継続力強化支援計画別表１～４

表２　記載項目（第３条第１項第１号関係）

　　　※記載内容に応じて必要な資料を添付すること。

　　　※体制図などは、別紙に記載し提出することができる。

|  |
| --- |
| 記載項目 |
| １　事業継続力強化支援事業の目標　【別表１】 |
|  | **①　現状** |
|  | 　　1)地域の災害リスク　　　・関係市町村が策定したハザードマップ等に基づいて記載すること。　　　・記載根拠資料等の名称を明記のうえ、当該資料を添付すること。なお、インターネットで当該資料の取得・閲覧が可能な場合は、　　　　当該ページのＵＲＬの記載をもって代えることができる。 |
|  | 　　2)商工業者の状況　　　・地区内の商工業者数、中小企業者数及び小規模事業者数を記載する　　　　こと。　　　・地区内で事業者ＢＣＰを策定した中小企業者数を把握している場合は、その数を記載すること。　 |
|  | 　　3)これまでの取組　　　・商工会又は商工会議所及び関係市町村において地区内小規模事業者の事業継続力強化のために実施してきた取り組みがあれば、その取組内容を実施主体別・事業別に記載すること。 |
|  | **②　課題**　　・商工会・商工会議所及び市町村が抱える課題を記載すること。 |
|  | **③　目標**　　・実施期間における事業者ＢＣＰの策定を支援する小規模事業者数の目標値を必ず記載すること。なお、目標値は年度単位で記載すること。　　・上記のほか、関係市町村への被害情報報告ルートの構築など、事業継続力強化を支援するために定めるべき目標を地区内の状況に応じて記載すること。 |
|  | **④　その他**　　・商工会又は商工会議所自身の事業継続計画の有無について必ず記載す　　　ること。・策定済の場合は、当該事業継続計画（写し）を添付すること。なお、　インターネットで当該資料の取得が可能な場合は、併せて当該ページ　のＵＲＬを記載すること。・未策定の場合は、「２ 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間　⑥事業の内容　1)事前の対策」欄に事業継続計画の策定を掲げるとと　もに策定予定日（支援計画の期間中に限る。）を記載すること。 |
| ２　　 | 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表１】 |
|  | **⑤　実施期間**　　・３年から５年の期間を設定し、記載すること。 |
|  | **⑥　事業の内容** |
|  | 　　1)事前の対策　　　・以下ａ）からｄ）については必ず記載すること。　　　　ａ）小規模事業者に対する災害リスクの周知ｂ）小規模事業者に対する事業者ＢＣＰ策定支援ｃ）地区内事業者の事業者ＢＣＰ策定・取組状況の把握ｄ）当該計画に係る訓練の実施　　　・商工会又は商工会議所自身の事業継続計画が未策定の場合は、商工　　　　会又は商工会議所自身の事業継続計画の策定及び策定予定日（支援　　　　計画の期間中に限る。）について記載すること。　　　・上記のほか、地区内の小規模事業者の事業継続力強化を支援するために必要な対策を地区内の状況に応じて記載すること。 |
|  | 　　2)発災後の対策　　　・以下ａ）、ｂ）、ｃ）については必ず記載すること。　　　　ａ）応急対策の実施可否の確認　　　　ｂ）応急対策の方針決定　　　　ｃ）次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度　　　　　　・発災後～１週間　　　　　１日に〇回連絡　　　　　　・発災後１週間～２週間　　〇日に〇回連絡・発災後２週間～１か月　　〇日に〇回連絡 |
|  | 　　3)発災時における指示命令系統・連絡体制　　　・大阪府商工労働部が定める被害状況報告フローによる指示命令系統・　　　　連絡体制を原則とすること。 |
|  | 　　4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援　　　・地区内の小規模事業者の被害状況の把握及び相談窓口の設置につい　　　　ては、必ず記載すること。 |
| 　　5)地区内小規模事業者に対する復興支援　　・地区内の小規模事業者に対する復興支援方針の決定方法及び実行につ　　　いて、地区内の状況に応じて記載すること。　 |
| ３　　 | 事業継続力強化支援事業の実施体制【別表２】 |
|  | **⑦　実施体制**　　・商工会又は商工会議所及び関係市町村が事業継続力強化支援事業を実施するために必要な体制を構築し、その体制を図式をもって記載すること。　　・なお、上記に対する法定経営指導員の関与体制についても記載すること。 |
|  | **⑧　法定経営指導員による情報の提供及び助言にかかる実施体制**　　・当該法定経営指導員の氏名、連絡先　　・当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） |
|  | **⑨　商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先**　　・当該支援計画に関する問合せ先及び発災後２４時間以内に府との連絡調整が可能な連絡先として、商工会又は商工会議所及び関係市町村毎に、以下ａ）からｅ）の項目を記載すること。ａ）担当部署（部課名）（係・グループがある場合は係・グループ名まで記載すること）ｂ）住所ｃ）電話番号（直通電話番号が望ましい）　　（防災無線電話番号がある場合は、併せて記載すること）ｄ）ＦＡＸ番号ｅ）Ｅメールアドレス |
| ４　　 | 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及び調達方法【別表３】 |
|  | **⑩　必要な資金の額**　　・事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額（見込額）を実施年　　　度毎に実施主体別・実施事業別に記載すること。 |
|  | **⑪　調達方法**　　・上記の資金の額の調達のために想定される調達方法を記載すること。 |
| ５　　 | 事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項【別表４】 |
|  | **イ．連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**・この様式（別表４）は、法第５条第３項に規定する「商工会又は商工　会議所及び関係市町村以外の者」と連携して事業を実施する場合にのみ記載し、実施しない場合は、当欄に「該当なし」と記載し、以降は空白とすること。　　・該当する場合は当該者にかかるａ）からｅ）の項目を記載すること。　　　ａ）氏名又は名称　　　　　なお、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先部署名を併せて記載すること。ｂ）住所ｃ）電話番号（直通電話番号）ｄ）ＦＡＸ番号ｅ）Ｅメールアドレス |
|  | **ロ．連携して実施する事業の内容**　　・別表１に記載する事業毎に項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載すること。 |
|  | **ハ．連携して事業を実施する者の役割**　　・「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、並びに法人にあっては「その代表者の氏名」を記載すること。　　・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載すること。 |
|  | **ニ．連携体制図等**　　・上記「ロ．連携して実施する事業の内容」に記載した事業毎に、連携体制図を記載すること。なお、連携体制が複数の事業で共通する場合は、まとめて記載することができる。 |